

第6回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成18年4月24日(月)
午前10時～12時
三菱ビル地下1階 M1会議室

〔出席者〕

(委員) 阿刀田分科会長, 前田主査, 林副主査, 阿辻, 岩淵, 甲斐, 金武, 杉戸,
東倉, 松村各委員(計10名)
(文部科学省・文化庁) 平林国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会漢字小委員会委員名簿
- 2 文化審議会国語分科会漢字小委員会の議事の公開について(案)
- 3 今期の漢字小委員会の進め方について(たたき台)

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会運営規則
- 2 文化審議会国語分科会の議事の公開について
- 3 文部科学大臣審問(平成17年3月30日)
- 4 今期文化審議会国語分科会における検討スケジュール(たたき台)
- 5 敬語・漢字小委員会等の今後の日程について

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から, 配布資料2「文化審議会国語分科会漢字小委員会の議事の公開について(案)」の説明があり, 了承された。
- 3 事務局から, 配布資料3についての説明が行われた。説明に対する質疑応答の後, 今期については, おおむねこの配布資料3に沿って進めていくことが了承された。その後, 配布資料3の「漢字小委員会で検討すべき今期の論点」にある「論点1」の「1」と「2」を中心に自由な意見交換を行った。
- 4 次回の漢字小委員会は, 参考資料5にあるとおり, 5月24日(水)の午後2時から4時まで, パレスビル「3-E」会議室で開催することが確認された。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○阿辻委員

先ほどの説明で挙げていただきました『漢字出現頻度数調査(2)』, その中で, 常用漢字に入っていて頻度数の順位が3,000を超えるものがあります。これらの漢字のうち, 弾劾裁判の「劾」とか戸籍謄本の「謄」とか, これらは他の省庁では必ず必要になる漢字だろうと思われるわけです。その各領域というかジャンルごとに, 逋信省の「逋」というのは, 今はもう民間化されることもあるので必要ないかもしれませんが, 「劾」とか「謄」というのは, 法律用語として固定している可能性が高いと思いますので, それを

いじるときにはすり合わせが必要になるのではないかと、ということがまず気になるのですが、その辺りはいかがなものでしょうか。

○氏原主任国語調査官

今、阿辻委員がおっしゃったとおりだと思います。これは頻度でいうと低いのですが、常用漢字の選定のときにも、頻度は低くても、例えば、その分野の概念を表すのに必要な漢字というものは採用しています。ですから、今おっしゃった「弾劾裁判」というときに必要だということになれば、当然、頻度とは別の要素で入れていく、あるいは残していくということになると思います。その辺りは、今期の議論の中でどういうふうを考えていくのか、弾劾裁判の「劾」の頻度が低いという理由だけでは、簡単に削れないと思います。

先ほど見ていただきました配布資料3に、常用漢字表作成時の字種や音訓の選定の指標を挙げておきましたが、阿辻委員がおっしゃったのは、指標の2番「使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に、仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。」に当たると思います。

それから、1番で触れられている「使用分野の広さ」というところも関係してくるかもしれません。ですから、その辺りの考え方は、これからこの漢字小委員会で決めていただくこととなります。そして、その決めていただいた方針に基づいて、例えば「劾」は頻度としてはちょっと落ちるけれども、やはり必要な漢字だと判断されれば、そのまま残っていくということになるのだらうと思います。

○阿辻委員

今後、データ万能ではなくて、データを分析するときに個別具体的に様々な状況を勘案して考えていくということですね。

○氏原主任国語調査官

はい。漢字小委員会の先生方には本当に申し訳ないのですが、このような大変な作業をお願いするということになると思います。

○前田主査

今までもそういう考え方が有力だったようですね。使用頻度をかなり重視して順位を付けて、その上でそれに外れていてもこういうケースについてはやはり考える必要があるというケースを個別に考えていく。ただし、両方を同時に、つまり使用頻度も考えながら、個別のことも考えてとなりますと、なかなか考えにくいので、どちらを優先するかということやはり最初に考えておいて、それにどういうことを要素として新たに考える必要があるか、これにも順位を付けて考えていく方がよろしいのではないのでしょうか。これは、これからの議論になるということですね。

○阿辻委員

もう一つは大変単純な話で、先ほど朗読いただいた「表外漢字字体表」のときの記述では「ワープロ等」という言葉が出てくるのですが、ワープロ専用機というものは今ほとんどありません。今回の資料では、ほとんど「情報機器」という言葉に置き換えていらっしゃるのそういう含みがあるのですか。

○氏原主任国語調査官

資料で「情報機器」という言葉を使用しているのは、文部科学大臣の諮問の中で「情報機器」となっているので、基本的には、それに合わせているということですね。それから、

阿辻委員がおっしゃったように、ワープロ専用機は今ほとんどありませんが、実態としては「表外漢字字体表」の作成時でも、既に似たような状況になっていました。

ただ、「ワープロ等」と言った方が、なじみがあって分かりやすいだろうということが当時、「表外漢字字体表」を検討した第2委員会で議論されまして、それで、「ワープロ等」という「等」のところに含みを持たせたわけです。けれども、今期は「パソコン等」と言った方がいいのか、あるいは「情報機器」と言った方がいいのか、その辺りの問題も検討事項の一つだろうと思います。

○阿辻委員

原文どおり「情報機器」でいいのではないですか。

○前田主査

「ワープロ機能を伴うパソコン等」としたこともあります。それだと、ちょっと長くなって来るし、かえって分かりにくくなります。

○東倉委員

情報機器も新しいものがどんどん出てくる時代ですから、「情報機器」といっておくのが一番安全で、しかも漢字を扱う機器を全部くくるということでいいと思います。

○前田主査

その点はそういうことにします。そのほか何か御質問はございませんか。

それでは、この問題につきましてはこれから各項、検討していくことになります。またその際に質疑をしていただくこととしまして、おおよその流れとしまして、この資料3に取り上げたような流れで御了承いただければ有り難いのですが、よろしいでしょうか。

○甲斐委員

この1年というか、半年で、これらの難問をほぼすべて解決する、あるいは解決の方向に持っていくということですか。

○氏原主任国語調査官

主査、副主査と御相談したときにはこの1年間でここまで行かないと、その次の具体的な作業に入っていけないだろうということでした。

ただ、甲斐委員がおっしゃるようには非常に難しい問題ばかり並んでいますので、実際に、1年間でここまで行けるのかどうかということは分かりません。飽くまで予定としてはここまで行きたいということです。

○前田主査

具体的な作業に入ると、常用漢字の字種の見直しをするのかしないのかとか、そういう検討になります。その前に大筋としては決めておきたい。しかし、具体的なことが出てきますと、また前に戻って、前に考えたことでいいのかということが必ず出てくると思いますから、その点は多少緩やかに考えていただいて、大筋として、目標としては今のように入れていきたいということです。

そのほか何かございますか。それでは、今後の進め方について、大筋の流れとしましては、この資料3に挙げましたことを御了解いただけたものと考えさせていただきます。

これはこれまでにいろいろ議論していただいた事項を分かりやすく整理していただいたということですので、今度は具体的な協議の方に入りたいと思います。

本日は、今の御説明を受けまして、配布資料3の中の「漢字小委員会で検討すべき今期の論点」というところにあります「論点1 国語施策としての漢字表の必要性の有無」を中心に検討していきたいと思えます。特に論点1の「1 必要であるのかないのか。必要であるとすれば、その理由は何か」と「2 必要性があるとした場合、常用漢字表の改定が必要かどうか」について、自由な意見交換を行いたいと思えます。論点1から御質疑をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○岩淵委員

論点1にある「漢字表」はJ I S漢字などを含めてという意味なのでしょう。あるいは常用漢字表に限定してということなのでしょう。というのは、御承知のとおりJ I S漢字の第1水準、第2水準の選定の基準と、常用漢字表の選定の基準はかなり違っております。一緒にしていくと、J I S漢字にあります、字義不明の漢字ですとか、人名とか地名にしか使うことのない漢字ですとかを含めていくことになってしまうのではないかと思えます。ですから、そこをはっきりしておく方がいいのではないのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

この資料3を整理した段階では、論点1にありますように「国語施策としての漢字表の必要性の有無」ということですので、文字どおり、国語施策としての漢字表である「常用漢字表」をイメージして書いております。

○岩淵委員

そのときに将来的に国語施策としてはJ I S漢字も人名用漢字も全部ひっくるめることになるのではないのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

それはここでの議論で、そういう必要があるのなら、つまり総合的な漢字政策の在り方との関係で、将来的にはそういうことが必要なのだという議論になってくるのかどうかということなのだろうと思えます。

今のところは前の期からの流れで言いますと、そこまではなかなか難しいのではないかと、例えばJ I S漢字や人名用漢字を直接担当している経済産業省や法務省が現在やっていることは、これまでどおりやってもらうとして、そのときにどういう考え方で進めていくのがいいのかという、その「よりどころのよりどころ」となるような考え方というか、理念を国語分科会として提示できないか、という流れで来ていると思えます。

ただ、この委員会の議論の中で、今、岩淵委員がおっしゃったようにもう1歩2歩進んでいこうという話になればまた別ですが、現時点では、これまでの議論というか、流れを踏まえれば、常用漢字表に限った話ということであって来ているのだろうと思えます。

○甲斐委員

論点3の3ページが一番最後のところに「標準漢字表」（昭和17年）における三つの分類があって、その真ん中の「準常用漢字」というのが今、岩淵委員がおっしゃったような意味での漢字表、つまりJ I S漢字、第4水準までありますが、そういうところまで含んだものになってくるように思えます。しかし、現状追認ということで準常用漢字というものを考えると、これは大変膨れ上がってくる。幾らでも膨れ上がる。そこで、この委員会で検討すべきこととしては、例えば、これもしないといけないけれど固有名詞、それから各領域・分野の専門用語に使われる漢字、これはやはり別途に扱わないといけないのではないかと。別途に扱った上でも、なおかつ準常用漢字というものは幾らか、1,000とか2,000

出てくるのではないかというように私は思っております。

できれば常用漢字表，それから準常用漢字表は，固有名詞や専門用語に使われる特別な漢字というものは別に扱って，あるいはそれは準々としてもいいし，第二準でもいいですけども，そういう形にして一般に使われるようなものというように限定した方がいいのではないか。

それから，特別漢字というお話は大賛成です。この標準漢字表の特別漢字というのは，とりわけ皇室などに使われる漢字が入っているわけです。御名御璽の「璽」のような漢字はここに入れて別扱いにするというようなことがいいのではないかと思います。

○前田主査

今の御意見は，常用漢字，準常用漢字などの話が出ましたが，新常用漢字表の具体的な話に入りますので，後でもう一度繰り返して議論していただきたいと思っています。基本的なこととももちろんかわりますから，それも併せて考えなければいけない。ただし，ここで一番問題なのは一般論として常用漢字表というものが必要かどうかというところ，必要であるならば，改定の必要はないのか。そういうものは必要がないという考え方も，私としては意識しておきたいと思っています。

常用漢字表がなぜ必要かという，この必要性のところを皆さんにお認めいただければ，先に進めるのではないか。そうすれば常用漢字表の役割の考え方について，具体的に今，甲斐委員がおっしゃったように，こういう場合には，こういう考え方で常用漢字表に対して，こういう位置付けのものが必要であるという次の議論に入れると思います。

○甲斐委員

私は常用漢字表というのは必要だという立場を採っております。その理由ですが，これは国民の大多数の言語生活を円滑に進めるために大切な表だと考えているからです。読み書きということだと思っておりますが，その読みというのは，現在は常用漢字表に掲げられている漢字が読めるということが，現在の言語生活では標準とされております。書きについては高校入試では学年別漢字配当表の1,006字というのが標準とされております。これが国民の大多数の読み書き能力という点での目標であり，一つの最低ラインである。この最低ラインを引き上げると付いていけなくなる人が増えてくると考えています。そういう点で常用漢字表は必要であるということです。

これをなくせという人はもちろん文学者などの中にはいるのですが，現代の常用漢字表というのが「科学，技術，芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。」とちゃんと規定しておりますので，そういう芸術的な分野というものは別扱いになる。それから，他方，税務署などに行って，そこの方としゃべると枠は要らないということをおっしゃるんです。理由は何かというと，税務署はすべて漢字は第二義なもので，片仮名でよいという立場を採っているからです。だから，どんな漢字でも結構ですとしゃべる。

私はそういう立場は採りたくない。やはり言語文化の継承あるいは豊かな日本語の使用という点でいうと漢字というものが必要である。必要だからといって余りたくさんにすると国民の言語生活に支障を来す。そういうことです。

○前田主査

今の御意見はもつともだと思えます。その辺りのところで何か御意見はございますか。

○林副主査

こういう表が必要か必要でないかという点に関して言うと，恐らく委員の皆さん，結論

としては必要だという考え方ではないかと推測いたします。問題はなぜ必要かということで、その論理は明確にしてから出発の方がいいだろうと思います。その点に関して、私の頭の中で整理した点を幾つか順位を付けて申し上げたいと思います。

一つは、これは風呂敷を広げ過ぎるのかもしれませんが、文字言語の重要性が非常に大きくなっていると思うことです。広げついでにもうちょっと広げますと、文字というのは言葉を書き留めるために生まれたという、言わば一種の迷信がありますが、本当の起源にさかのぼるとどうもそうではない。いわゆる音声言語の欠陥を補うために生まれたものでありまして、音声言語をそのまま記録をするなどという文字の発生の仕方は、最初からしていない。古い文献から見るとそういうふうに思います。

しかし、文字が発達したために文字によって伝達することを第一義の目的とした、そういう伝達が行われるようになった。現に雑誌や新聞を声を出して読むことはない。書く方もまさか声に出して読まれるだろうと思って書いていない。つまり、目で読まれることを前提としてああいう言語というのは実際に伝達機能を果たしている。そういう目的を持ったいわゆる文字言語というものの重要度が非常に大きくなってきた。どんどん目で見ても、その情報を取り出すという、そういうことが増えてきていると思っています。その場合に大事なものは、文字、それが第一です。

だからこそ、文字による正確で円滑な伝達を目的とした施策は是非必要である、これが第二です。文字言語の重要性は歴史的に非常に大きくなっている。情報機器が発達して、情報機器に出た文字だって、あれは読むわけではないですから、電話よりもメールの方が増えてくるとしますと、やはり音声よりも文字で伝えるという役割が大きくなっておりまして、ちょっとくどいですが、まず第一に文字言語が重要になってくる。だからこそ文字による正確で円滑な伝達を目的とした施策も、これまで以上に大きくなっていくというのが第二の点です。

第三の点は、日本のライティング・システム (Writing System) に関係することです。日本のような書記システムといいますか、書き方をしている国というのはまずほかに見当たらないと思います。その特色はミクスト・ライティング・システム (Mixed Writing System)、混合書記法と言いますが、表意的な文字とトーン的 (表音的) な文字を組み合わせで書いている。歴史的にはそういう例は決して少なくありませんが、近代的な書記法でこういう混合書記システムを採っているという言語はないです。そういう日本のような書記システムの中では漢字の使用範囲が非常に重要な意味を持つてくる。先ほど言った正確で円滑な伝達のためには、どの範囲で漢字使用をしていくのが適切かということが非常に大事な意味を持つてくるのです。

事務局の御説明の中で、「国語審議会答申・建議集」の370ページ「(3) 常用漢字表の意義と表外漢字字体表の位置付け」でもう常用漢字などは要らないのではないかとこの考え方に対して、いやいやこういうふうになったからこそ常用漢字表が一層必要だという記述が紹介されましたが、私も全くそのとおりで、もしこういうような標準がないとすると、やはり知っている人はどんどん難しい漢字を使うし、知らない人は漢字を使えないので間違ったり、仮名を交えたりすることがほとんどになって、書記のシステムとして整備できない。効率的な文字による伝達を行っていくためには、標準化ということがどうしても必要になると思います。

○前田主査

これから新常用漢字表というものが出た場合に、この改定はどうして必要か、どういうふうな漢字表を目指しているのかということの前文に具体的に書く必要があると思うんですね。だから、それにどういうことを書いたらいいのかという辺りに、参考になるような御意見をいろいろお出しただいておいて、そして具体的な検討が行われて、またそれを

直しながら前文をまとめていくという出し方が多分必要なのだろうと思います。

その前文に私どもが必要としてアピールしたいことを、いろいろと御意見を賜っておけば後の検討に役立つのではないかという気持ちでおりますので、いろいろな御意見をお出しただければと思います。

○林副主査

これから大事なことは、新しい観点として、必要なことは読み取るということだと思います。書くというのは何のために書くかという読み取るために書くわけですから、読み取るという観点は従来より非常に重視していく必要があるということが私の考え方です。これは質問があれば詳しく申し上げます。

それから、これは甲斐委員がさっきちょっとおっしゃったことと関係があるのですが、標準化するといっても、つまりどういう文字使用の範囲を対象とするかということを確認しておかないと、その漢字表の性格が非常にぼけてくる。ここの2点をしっかり踏まえた具体化が必要かと思います。

○松村委員

先ほどの「4 学校教育との関係についての「基本的な考え方」の整理」とほとんど同意見ですが、小・中学校の義務教育の段階では常用漢字表を基準として今実際やっているわけです。その中で1,006字の学年別の配当漢字をきちんと書ける。それから常用漢字の大体を読める。これだけの力を付ければ社会生活であなた方は円滑な言語生活を送ることができるのだという自信を付けさせて、それで卒業させていくわけで、そういう意味での基準というものは必要なものだとは私は思っています。

ところが、私は漢字表については、この論点1のところでは「漢字表は必要だ」という立場で今申し上げましたけれども、現在使われているその漢字表の漢字そのものの習得についても、今ちょっとおぼつかない状態があるのではないかという心配もあります。それで、この漢字小委員会が一番関心があるのは、手書きと打つことの漢字の問題をどういうふうにかからわせていくかというところなんです。

ただ、論点1とかかわらせて言えば、今後も読むことと書くことは余り乖離かいさせないで思っています。ただ、「書くことの基準」というよりは「最低の基準」として「ここまでの漢字を習得することが自分たちが社会に出ていったときの円滑に言語生活を送るときが一番の力になるのだ」ということを、今後も言い続けていきたいし、それを子供たちの自信にしたい。それから、「目標を持たせて、これを習得すれば」という段階ごとに目標を持たせて、その目標を一つずつクリアしていくということが子供の発達段階においては一番最適な学習法だと思っておりますので、そういう意味でも漢字表の制定については必要であると思っております。

○東倉委員

この検討の前提として情報機器の発達と普及という枕詞が掛かっているのですが、漢字の重要性ということの中で、以前から重要だと指摘されていることと、情報機器の普及に伴って新たな必要性が出てきたこと、という二通りのことがあると思います。従来からの必要性というものは、その大部分は情報機器の普及に伴ってもある種必然性があって本質的部分が多分ある。情報機器の普及に伴って新たなものは何かというところを今度の答申に入れれば一番いいかなと情報科学の立場から思っています。

そういうときに先ほどから幾つか出たことに触発されて考えますと、インターネットの中にいろいろな情報が「情報爆発の時代」という格好で増えてきて、その中で、もちろん情報量としては映像とか動画というような、情報容量としてはすごく増えてきているので

すが、相変わらずテキストというのは主たる要素であるわけです。そのときに、これの効率的な表現法というのは漢字がないとなかなかうまく行かないということと、先ほど御指摘があった、それを読み取る、あるいはいろいろな情報処理を行う場合もコンピューターでやるわけですが、そのときも漢字混じりでないとテキストをコンピューターが理解したり、処理したりするときに非常に不便が出て、処理速度が遅くなるし、誤りも多くなるということについてはいいのではないかと思います。

ですから、コンピューターでも漢字がないと読み取れない。読み取りが効率的でない。人間もそうである。これは、漢字で表現した文章と仮名だけで書いた文の読み取りをやらせれば明確に出てくるわけです。そういうことで、コンピューターも人間もその部分については変わらないということです。情報機器を使って膨大な情報量、それからアーカイブ（archive）をしていく場合もやはり漢字の必要性というのは非常に大きいのではないかと、これは、情報化時代に特に強調しておくべきところではないかと思っています。

それから、今、御指摘のあった、手書きと情報機器による漢字表現ということの違いにおいても、手書きで漢字学習することが漢字学習に対して持つ意味以外に国語力とか言語力とか、そういうことにどういう影響があるのか。あるいは、手で書くということは視覚と運動という活動を考えたときに、情報機器で漢字を表現するのと違ったところを使っているわけです。そういうことがどういうふうに影響するのかというのは、非常に重要だという点では一般に意見は一致するわけですが、それについて非常に明確な、こういう研究成果があるからこうだということとはなかなか言い切れないのではないかと。そこはちょっと弱いところですが、そういう点も今後の脳科学の研究の発達でその辺が明らかになりつつあるのかなと思っています。

○金武委員

常用漢字表の必要性については、今までおっしゃったことでそのとおりだと思うのですが、具体的には先ほど教育のことをおっしゃったように、常用漢字表がなくても義務教育で教える漢字表というものは当然必要になるものだと思います。そうしますと、常用漢字表をなくして、いわゆる教育漢字表だけで国語施策というものが成り立つのか。現在採られているように、常用漢字の中から教育漢字というものが選ばれている。選択の基準としては教育に必要な漢字プラスアルファということで、教育では手書きできるものだけでなく、ある程度絞る必要はあると思いますが、実際はこの情報機器の発達で読める、打てるけれども書けないという字で使用頻度が非常に多いものがどんどん出ていますから、それは常用漢字の中にも含める必要があるだろうと思います。

分類によっては先ほどおっしゃったような常用漢字の次に準常用漢字とするのか。要するに教育的に書ける漢字と読んで意味が分かればいいという漢字に分けることはあるいはその方がいいかもしれませんが、少なくとも常用漢字が多少増えたにしても、常用漢字に選定された字は中学の義務教育終了までに書けなくても意味が分かって読めるということはあるような漢字表でありたい。そういうふうに思っております。

○阿刀田分科会長

常用漢字表の必要性はほとんど自明なことではないかと考えております。ほかの業種でも同じかと思いますが、小説家の立場から申しますと、小説家というのは漢字の専門家でも何でもありません。だから、小説のような極めて大衆に訴えるものを発表していく中では皆さんが読める文章で、分かってもらえる文章で書きたいというのが第一義です。

例外的に、私はここでこの文字を使いたいとか、何とかというのはあるんだけども、大部分の小説家はやはり皆さんが読めるもので書いていきたいと思って書いている。そのスタンダードがもしなくなってしまうと、それぞれの人が自分でここはこういう字を書き

たい、こういうことをやりたいということになったら、それは誠にへんてこなものになっていってしまう。やはりスタンダードがあって、そこから自分は例外的にこれを使って、あえてここを訴えたいということが初めて起きてくるわけで、スタンダードのないままでそれぞれが勝手に書くというようなことはとても社会生活上難しいし、文学のようなジャンルにおいてもそれはとてもおかしな危険なことになってしまうのではないか。ほかの分野も多分同じようなことだと思いますので、これはほとんど自明のことだと思います。

○杉戸委員

常用漢字表が今まで果たしてきた役割というか、機能の中で、漢字一つ一つのことだけでなく、難しい熟語の単位、あるいは表現の単位での難しいものが整理されてくることに力を持ったのではないかと、そう思うんです。単語や熟語の範囲にも漢字表という文字単位が語単位の目安としても働いてきたと思います。これは恐らく難しい語、分かりにくい語が使われなくなる、そして別の分かりやすい語に置き換えられるという、そういう方向で国民の言語生活、特に専門の領域ということを除いて一般の国民の言語生活ではいい方向の働きをしたと思うんです。

その一方で、交ぜ書きなんていうことも生じた、そういうマイナス面もあつたろうと思います。あるいは専門の方で使いたい語が使えない、書けない、そういうこともあつたのでしょうが。いずれにしても専門領域を除けば、常用漢字の場合はそれは除くと書いてありますからそれはいいわけですが、そういう交ぜ書きとか使えない弊害は生じながらも表現全体にも良い方向をもたらした。そういう力を漢字表は持ってきている。今後もそうあるべきだと私は思います。

そのときに別の分野のことになりますが、法律の世界、裁判の世界で裁判員制度というものが3年先でしょうか、実施される。そのために裁判での要望、裁判員として一般の人が法廷に立つときにも分かりやすい言葉に言い換えたり工夫をしなければいけない、そういう動きが進んでいます。そのときに先ほど氏原主任国語調査官が紹介されたこの『漢字出現頻度数調査(2)』の2ページ「漢字出現頻度数調査(頻度順位3000位以降)に出現する常用漢字一覧」の中で、例えば「虞」という字が3981位、「凸版印刷」の欄の下から2番目です。犯罪を犯すおそれのあるという意味で、「虞犯」という熟語がありますが、裁判員制度に関係した言葉の会合で、話題になっていた一つの実例です。これは恐らく言い換えられるだろう。そうすると「虞」というのは使わない漢字であってもいいという、そういう方向で行く。例えばそういう領域、今申し上げました例は裁判員制度という法律の世界のことですが、そういったところでの漢字を含めた用語の見直しの動きが今幾つかのところでは進んでいるのではなかろうか。そういう状況もきちんと見据えて漢字表の中身を考える。それが必要になっている、そんなふうだと思います。

これは法律とかあるいは裁判の用語とかというかつちりとした世界だけでなく、広く公文書とか公用文の見直しとかそういうことが全体として進んでいるわけですから、そういう中で分かりにくい単語は使うまい、そのときに自動的にその単語を使わなければこの漢字は必要でなくなる、そういうような動きと連動する。そういう可能性があるわけですから、そこをきめ細かく追い掛ける、あるいは把握しているということが必要だなと思いました。つまり文字だけではなくて、単語あるいはもうちょっと長い言語単位でも考えるということの必要性を感じました。

○金武委員

今のお話で「虞」という字は新聞では使わないことになっているのですが、虞犯少年という法律用語のときだけちょっと困ってしまうということがあって、今おっしゃったように裁判が一般化して国民の間に分かるようにするために、特殊な専門用語を易しくすると

いうことは非常に大事だと思います。実際に新聞が専門用語の方に影響を与えた例としては「汚職」という言葉があります。これは刑法では「瀆職」でしたが、表外字なので新聞では「汚職」と言い換えてきました。何年か前の刑法の平易化で「瀆職の罪」は「汚職の罪」に改定されました。

そういう語例が幾つかありますので、常用漢字表の範囲内で、専門用語も易しく言い換えられればそうしようという動きは学会の中にも、「学術用語集」なども基本的には常用漢字の範囲内でやろうというものがあるわけですから、やはり、常用漢字表というものを設定することによって、専門用語は除外するという前書きは必要かもしれないけれども、実際は目安としての機能は持っているというような表になればいいと思います。

○岩淵委員

先ほど変なことを申しましたが、私自身としては2,000字程度の制限色の強い漢字表は必要だと思っています。変な例ですが、最近の若い人たちの中には、携帯メールを全文半角の片仮名で打ってくる人がおります。これは通信料を節約するために漢字を一切除いてしまうという、メールの出し方ですが、大変読みにくいものです。ですから、漢字表を作るということは、日本語の中で、それぞれの漢字がどのような役割を担っているかということを示すために作るべきだと私は思います。もちろん、何千字もの漢字を入れる必要はありません。

しかし、現在のコンピューターの普及ということを考えますと、前にもどなたかおっしゃいましたが、常用漢字表といっても、実際に何が常用漢字なのかということについての認識は余りないと思います。ワープロで打てるものはすべて常用漢字だとも思い込み兼ねない。ですから、以前にも申し上げたと思いますが、J I S漢字そのものの現在の在り方を少し考えていきませんか常用漢字表は作っても、表として存在しているだけで使われる段階ではかなりぼやけてしまうのではないかと考えています。

もう一つ別の点ですが、現在の常用漢字はどの程度使われているのかという立場から、各種の文献を見たときにどういう結果が出てくるのかという問題があると思います。このことについて調査をしたことがあります。先ほど阿刀田分科会長がおっしゃいましたが、文学作品では95%以上が常用漢字になっています。これは、確かに旧表記から現代表記に変わったときに一部の作家が現代表記に反対して、新聞などでは原文は歴史的仮名遣いなどと表示した時代がありましたが、昭和40年代ごろからはいつの間にか現代表記に変わってしまいました。これはそれこそ阿刀田分科会長がおっしゃった事情がそこには働いていたと思います。

逆に、50%台しか常用漢字を使っていないものもあります。どのようなものかと申しますと、シナリオを十数編集めたアンソロジーです。そこには常用漢字が半分と少ししかなかったのです。一体これはだれが読むのだろうかと考えたくなるのですが、恐らくワープロで打っていたものに常用漢字以外のものを含んでいたにもかかわらず、そのまま原稿になっていったのではないかと予想されます。ただ、その理由についてはつい忙しいままにほうり出していたものですから、まだ分析しておりません。こういうこともあるということをおし上げておきたいと思います。

J I S漢字には六千字以上あるということ意識しているかどうかは別として、ワープロで打ち出すことのできるものを、先ほど申しましたように、すべてが常用漢字だと思い込んできた人たちも少なくないのではないかと思いますし、私のパソコンも非常に具合の悪いことには、固有名詞を打つ必要があって旧字体を使っているうちにどんどん旧字体が出てくるようになってしまいました。これには、第3水準、第4水準の辞書も入れているものですから、なおさらそういうことになるのですが、とんでもない字が出てきてしまいます。新しいウィンドウズが発売されますと、なおさらではないかと予想されます。そう

いうわけで、私が最初に変なことを申しましたが、J I S 漢字との関係は常用漢字表としても無視はできないと思います。

○阿辻委員

今、岩淵委員が最後におっしゃった J I S 漢字というのは、これは漢字表が必ずなければならない存在なので、有無を言わず J I S 漢字表は存在するものです。工業標準ですから…。そこに1万字並べられていて、あの中には重み付けというものがほとんどされていないですね。今おっしゃいましたようにコンピューター、ワープロで出せるものは全部使えるという認識で文字の混乱が起こるといえることがあるわけで、今、それに対する重み付けをどこかがしなければ混乱は是正されないであろう。

もう一つは、正書法という言葉が正しいのでしょうか。例えば「動物園にはライオンがいる」という日本語はだれが書いたって同じように漢字と平仮名と片仮名を使い分けるのですが、「となりのおくさんべっぴんだからうらやましい」という文章であれば、「隣」を漢字で書くかどうか。「奥さん」をどうするか。「うらやましい」をどうするか。あるいは「別嬪」というのは漢字で書いたり片仮名で書いたりという揺れが起こりますので、完全に統一することは不可能であるにせよ、それは一定の目安が必要であることは間違いないわけです。そもそも先ほど氏原主任国語調査官が朗読された「表外漢字字体表」の前文1(3)（「国語審議会答申・建議集」の370ページ）、そこに書かれている事柄が現状ではそれを引っくり返す要素はどこにもないし、むしろ、それはますます肯定されていく方向だろうと思いますので、必要であるか、必要でないかと聞かれたら「自明として必要である」としてしか答えられないと思います。

○前田主査

論点1の常用漢字表に限らず漢字表全体として、国語政策としてどう考えるのかということ、それから常用漢字表自体についてどう考えるのかということの両面が入り交じったような議論になってきました。その境を必ずしも考えないで議論を進めていっていいかと思うのですが、常用漢字表、その前の当用漢字表というふうにさかのぼりまして、決められた精神が変わってきたわけですが、それなりに役割を果たしてきた。先ほど甲斐委員がおっしゃった国民の大多数に共有の財産として、それからほかの方々もおっしゃってますように全体に分かりやすい文章表現というものを一般化したという点で、非常にプラスの面があったし、また影響力も大きかったのではないかと思います。

私自身、いわゆる表外漢字の字体表を考えますときに漢字の字体などもかなり自由な形で使われているのかと思いましたが、実際の調査を拝見しますと古くは当用漢字字体表、それから常用漢字表の字体というものが非常に大きな影響を与えている。これは使用率だけではなくて、そういうことが言えるわけです。そういう点で言えば、ある意味では共通したものとしての漢字という役割を非常に強めたわけで、プラス面があった。

そのほか、先ほど交ぜ書きの問題など杉戸委員からも出ましたけれども、マイナスの面も多少ないわけではなくて、人名用漢字などのように名前を付ける側から言えばこういう制限というのは非常に気に入らない。自分の使いたい字を使いたいという主張が強くなってきた。これはある意味では、制限に対する異論ということですから、そういったものを決めたことによるマイナス面的なところもあるのかなとも思うわけですが、それらを今度は乗り越えた形で考えていくということが、私どもの課題になると思います。

そういう点で今日、御意見を頂きましたところ、再確認になりますが、やはり漢字表というものは国語政策として必要であろう。そして、併せて常用漢字表の改定ということも必要であろうという方向で考えていけるのではないかと。そういう点で言えば、漢字を使わないで片仮名にしようとか、ローマ字にしようという方向にはならないということです。

その辺りのところで非常に意見の対立がありますと、これからの審議が難しくなるわけですが、一応今申し上げたような方向が見えてきたと思うのですが、いかがでしょうか。

○甲斐委員

資料3の1枚目の最初のところに「情報機器の普及を前提とした…」という言葉があります。さっき岩淵委員も言われたのですが、「情報機器の普及」というと、私どもはすぐにワープロ、パソコンと考える。しかし、他方、携帯もあります。携帯というと仮名とか言葉足らず、あるいは絵文字というようないわゆる常用漢字と逆の方向に進む傾向があるような気がします。だから、「情報機器」と言うときには携帯を我々は意識しないでよいかということが一つです。

もう一つは、「情報機器の普及」というとき、先ほど私は国民の大多数の言語生活ということをおっしゃったのですが、本当に国民の大多数に情報機器が普及しているのか。つまり、国民、成人の何割がパソコン等を使いこなしているのか、取り残されているのは何割なのか。そこの調査を是非どこかでやる必要があるのではないかと心配しました。

○阿辻委員

甲斐委員は携帯電話によるメールを遊びというふうにししか認識していらっしゃらないのではないかという気がしますが、私は出張のときに、モバイルのパソコンを持ってきていないときは、ちょっとした文章などは緊急的に携帯電話で書いて送ります。それはコンピューターを使ってのメールより入力是非常に不便ですし、文章の量も入りませんが、緊急避難的には電子メールというレベルと全く同じように使っておりますので、そんな使い方をしてるのは別に私だけではないだろうと思います。

高校生たちに普及しているのは確かにお遊びのものもありますけれども、それと別に、コンピューターと同じレベルで使える電子機器と考えていくべきではないかなという気がするのです。

○甲斐委員

私もそう思っていて、その普及を前提とした新たな漢字政策というと、携帯のことを考えに入れなくていいのですかということ。私は携帯の現在の普及というのは必要だと思っていますから、そのことを前提とした新たな漢字政策を構築していくというと、我々の頭がパソコンの方に行き過ぎていることがないかということなんです。

○阿辻委員

私は今、携帯電話はパソコンと同じレベルで考えるべきではないかという考え方なのですが…。

○甲斐委員

漢字政策についても、一緒にいいですか。

○阿辻委員

基本的にはJ I Sで使えるコードも同じですので…。第3水準まであの機械に入るかどうかは別問題ですが、現状では全部入っていますので、情報機器というレベルで考えたらコンピューターと携帯電話というのは、そんなに切り離して考える必要はないのではないかと私は思います。

○東倉委員

今、どういう観点で「情報機器の発展に伴う」ということを考えるのかということですから、情報機器自体がどれだけの漢字を搭載していて、どれだけの漢字を生成できるかということになると、情報機器は大体全部規格が統一されていますから、それは全く情報機器一つでいだろうと思います。

しかし、コミュニケーションの上でどういうふうな使い方をするかということまで含めて考え出すと、これはかなりややこしい話になる。ですから、ここの話というのは、多分情報機器を全部ひとからげにして考えるということでもいいのかなと私は考えてきました。

それから、先ほどのどのぐらい普及しているかという話ですけれども、総務省が情報通信審議会とかそういうところに出している資料もありますし、総務省は、統計として普及率に関して綿密に年代別にいろいろ取っています。しかし、その情報通信白書の中で、どういう使い方をしているかというところを綿密に見ているかというところまではなかなか行っていない。ですから、いわゆる情報機器で文字を使うところに対して情報機器の普及だけでそれを代表させていいのか。あるいは使い方まで入って検討するのかということは議論をするところだと思います。

○甲斐委員

手書きしかならない人たちを置いていくような形の議論でいいのかどうか、ということちょっと心配したんです。

○前田主査

手書きで書くと、それを文字にしてくれるものも出ていますね。あれほどの程度まで。

○東倉委員

いわゆる手書き入力というのがここ5年か10年でかなり進歩して、非常に高精度になっています。電車の中でもパッパッパと手書きで入力している人もいますけれども、それは実用に耐えるほど高精度になりました。そのときに100%これは正解だと出さなくても、最終的に候補を頻度の多い方から出してくれますから、これだというものを選べばいいわけですから、情報機器に対するアレルギーというものがないければそれを手にとって初歩的な扱い方を学べばキーボード入力でもできるという時代になったと考えています。

○阿辻委員

甲斐委員がおっしゃっていることはそういうことではなくて、信念として、情報機器をお使いにならない方々の存在ということですか。

○甲斐委員

信念というわけではないです。置いてきぼりを食っている人たちがどれぐらいいるかということなんです。

○阿辻委員

好き好んで置いてきぼりを食いたがる方っているんですよ。絶対に使いたくないという方がけっこう大学には、文科系の方には…。

○東倉委員

両方いらっしゃると思う。情報機器一般に対しては、デジタルデバイド (digital divide) としばらく前から言われている。その大きな概念の中に含まれる話だと思います。

○阿辻委員

入力の方法が簡単になったら使えるという方もいらっしゃるのですが、むしろ私の周りでは、入力が簡単だろうが難しかろうが関係ない方ですね、主流は。

○松村委員

話がずれるかもしれないのですが、この4月に転勤して学校が変わったんです。今までは学校から地域や保護者に発信する手紙類は、今までの経験だとここ10年ぐらいはみんなパソコンで打ったものが多いわけです。私も学校便りを出すのはもちろん不慣れではあってもパソコンを使いますし、写真も取り入れます。学年だよりであれ学級だよりであれ、ここ5年間今までの学校で、手書きで文書を出すというのは見たことがなかったんです。

今度、転勤をいたしましたら平均年齢が前よりは実際に高いんです。そうしたら、学年ごとに学年だよりを出しているのですが、その中の二つの学年が手書きだったんです。私もびっくりして「手書きで出すのか。」と聞きましたら、余り得意じゃないからと、両方の学年ともそういう言い方をしているのですが、使えないことはないんです。やはり字はとてもきれいなんです。そういうことで、特異性というか個性性というか、読んでもらいたいからこそ手書きで出すのだというような気分というか、言葉の端々にそれを感じました。信念の方だと思うんですね。ただ問題点としては、手書きで書くというのは今の時代ではかなり大変な作業ですし、情報量としてもどうしても少なくなるという問題が、ここまだ1, 2回しか見ていないのですが感じています。

それと、この間、2年生の作文を読んだんですが、そうしたらかなり文章の中に漢字が使われている、きちっとした調査をしているわけではないのですが、今の学校の子供たちの方が漢字の出現率は高いような気がします。その2年生は、ずっと手書きでやってきた学年です。ですから、書く機会を教員も子供もたくさん持って、その中で書くことに慣れて漢字の習熟もされていくのかなということも感じながらですが、今、学校の中では置いていかれている人というよりは、信念として、手書きを守るのだというような人が見受けられるような気がしています。

○岩淵委員

確かにおっしゃるとおりです。私のところでも入学試験の問題をワープロで打たなければいけない。そのためにワープロを何とか使えるようにせざるを得ないという状況に追い込まれているのですが、パソコンやワープロを使うことによって時間が非常に掛かってしまうという年代層もいるわけです。私などの年代から上の場合にはパソコンを使うということは、逆に時間が非常に掛かる。だから、つい手書きにします。どうしてもワープロにしなければいけないときには若い人に打ってもらうようなことになってしまう。

しかし、例えば、入学試験の問題みたいなものを若い人に打ってもらうわけにいかないということがあって、普通の人ならば1時間ぐらいで打つところを何時間もかかって必死になって打っているけれども間に合わないということも起きていることも事実です。そういう意味ではこういう機械化とは縁のない人たちもいるわけですから、こういうところを考慮しないわけには行かないように思います。

○阿辻委員

そういうこともするようにということだと思えます。私と同級生で大学時代に書道部の部長であった人間は、いまだにパソコンを使わないですからね。書くのはうれしいし、さっきおっしゃった手書きの価値、字の美しさを尊重して情報機器を拒否するという一種の思想信条だろうと思えます。それを否定するということではないと思いますが、社会のマジョリティー (majority) としては実際のビジネスの世界、報道の世界では圧倒的に

機械の情報の世界ですので、それと手紙のすみ分けを、同じように並べていくことが政策上必要になるわけです。表外漢字字体表のとき、手書きの問題はそこでは触れないとしたはずですが、ここでコンピューターはけしからんとか、手書きの人は早くコンピューターにしろというようなことを議論をする場ではないだろうと思います。現在の状況を冷静に客観的に分析して、その現状を踏まえて立案していくということだろうと思います。

○金武委員

現状では確かに高齢者を中心に情報機器を使いこなせない、あるいは使いたくないという層もかなりいると思いますが、実際、高年齢者が増えているわけで、メーカーも易しい機器というもの、いろいろな機能を簡略化したものを作っていますよね。これがどんどん普及して、信念で使いたくないという人は別として易しければ使おうという老人はこれから増えてくると思います。現実問題として、情報機器が普及して日本人の文字生活というものに何らかの影響を与えるということにおいては、この前提は動かせないと思います。

これは余談ですが、作家や評論家の中にはワープロは嫌だと、手書きで原稿を書いているらっしゃる方もたくさんいるわけです。そういう人たちの寄稿を受けている新聞社の立場から言うと、字のきれいな分かりやすい方ならばいいけれども、中には非常に悪筆な方がいまして、そういう方は早くパソコンを打ってくれば、ずっと能率が上がるのではないかと、間違いも少なくなるのではないかと、ということはありません。時代的にはだんだんそういうふうになっていくのではないかと考えております。

○林副主査

確かに甲斐委員の御心配はもっともですね。環境が変わってきているとはいっても、だれもがこなしているとは限りませんから、国民のだれもがワープロを使えるとか、使っているという前提で考えるというのは、これはちょっと危険だと思うんです。

その一方で、ワープロを使う人はいつでもワープロを使うかということと必ずしもそうではないんです。やはり手書きで書くことというのはあると思います。確かにワープロを使うか、手書きで書くかということは環境が変化している以上、非常に大事なことではあるのですが、実は存外基本には共通したことが多いのではないかと。

文字を記す手段ということも非常に大事ですが、先ほどもちょっと申し上げましたように書記というのは何で大事かということ、書く以上だれかが読むわけです。自分のメモだって、後で自分で読むわけです。文字による伝達を効率化するためには読み取りの効率ということを考えることは非常に大事なことです。そのために日本語の書記システムの中ではどの程度の漢字をどういうふうにするのが標準的な書き方としては効率的であるかというのは、手書きであろうが、ワープロを使おうが、その区別は置いておいて、その基本もやはりきちっと議論をしたり、その範囲を見極めていくことが非常に大切ではないかと。

甲斐委員のお考えは私も全く共感しながら、実はその根本には今申し上げたような問題があるのではないかとということです。

○甲斐委員

私はこの1年間、名古屋の自宅の団地の副理事長をしております、その理事会の10人ほどの人が、奥様がいらっしゃるのですが、皆さん家にパソコン類は1台もありません。何か書かないといけないときには原稿を書いて、すべて夫に頼んで、夫は会社に行って打ってプリントして持って帰って配布するという形を取っています。私が幾らか応援することはありますが、普及ってそんなものなんです、年代が高いこともあるので…。

したがって普及ということをどういうふうにするか。さっき出てきた話題は大学卒の学識経験者の事例なんです。そうでない一般庶民はどうなのだろうという、そういう調査

が欲しいなということを思って、普及について質問したんです。

○前田主査

手書きの問題についてはまた後で議論することになっております。学校教育とのかかわりもまた別に議論していただきたいと思っております。今日の差し当たってのところとしては漢字表というところにポイントを絞ってということでございます。もちろんそれも今のような問題とかかわってくるわけで、例えばJ I Sの問題、これも漢字表の一種でありますから、これを国語政策の中でどう受け止めていくかという辺りですね。

その点で、阿辻委員がおっしゃった重み付けの問題ですね。J I Sの漢字表が重み付けなしでパッと出てくるというところに私どもの常用漢字表との違いがあるのではないかと思います。もし常用漢字表に、また特別な「準常用漢字」とか何とかということを考えてとすれば、それは重み付けとして考えていくことになるのだらうと思います。そういった重み付けの問題など残りますけれども、漢字表自体の有用性と限界ということは考えながらも、常用漢字表の改定は考えていく必要があるのではないかと考えております。

時間も近づいてきました。今まで出ました話題のほかで何かお話になりたいこと、質問したいことはございませんでしょうか。

○阿辻委員

氏原主任国語調査官をはじめ文化庁・文科省の方々にお伺いしたいのですが、常用漢字表が必要であるかないかとか、それがどの程度認知されているかということに関する世論調査みたいなことはかつてなされたことはおありですか。漢字表そのものがどうかを国民に尋ねるといふことは。

○氏原主任国語調査官

文化庁の「国語に関する世論調査」の中では、常用漢字表が必要か否か、あるいは存在自体を知っているか否か、ということを探った問いはなかったと思います。昭和52年ごろの当用漢字表の時代に、当時の総理府で「国語に関する世論調査」をやっています。これはかなり細かい調査で、例えば幾つかの字について、これを新漢字表に入れた方がいいかどうかなどを尋ねています。この中で、当用漢字表を知っているかどうかを尋ねた問いがあったと思います。次回の漢字小委員会で資料として提出したいと思っております。

○東倉委員

現状を受けて漢字政策を考えるという前提で、そんな感じがするのですが、漢字政策の立場から情報機器の機能等に関して何か注文を付けるかどうかという観点はあるのか。全部調べたわけではありませんが、今承知している限りは先ほどから議論しているように仮名漢字変換ですね。パソコン等に入っている漢字は全部出てくる。これは、ただ仮名漢字変換ではなくて、もう一つとして仮名常用漢字変換という機能が付けば、それを選べば常用漢字にしか変換されないということになるわけです。そういうことは情報機器の方から余り考えていないと思うんです。そういうのはありますか。

○阿辻委員

「ATOK」で設定すれば、常用漢字の範囲内で変換できるはず。あるいは公用文表記という設定をすれば、公用文の表記で出るはず。

○東倉委員

「ATOK」は使っていませんが、ウィンドウズ標準搭載の辞書にはありますか。

○阿辻委員

ウィンドウズでは「Microsoft I ME」ですね。そちらは、使っていないもので分かりません。「A T O K」には確かにありますよね。

○氏原主任国語調査官

公用文表記になっているかどうか、チェックできる校正支援機能がありますね。ソフトとしては、学年別漢字配当表に基づいて、3年生までの漢字と指定すれば、3年生までに習った漢字にしか変換しないというような、その手のものもあります。

○東倉委員

特別なソフトを買わないといけないということですか。

○阿辻委員

フリーソフトでダウンできるのではないかと思います…。

○金武委員

常用漢字中心の変換と、それから送り仮名、現代仮名遣い、それで全部出るようなものはいろいろとあると思います。新聞社が入れているのは、全部新聞社の規定で出るようになっていきますから。

○東倉委員

そういうことを理解する立場にないと、そういうものは使わないというのが今の状況でしょうね。ですから、そういうことに対しても、注意を喚起するというのがあるかもしれない。

○前田主査

時間になりましたので、本日の討議はこれで終わりにしたいと思います。